

Title	色川三中の黒船一件記録について(中)
Sub Title	On the record of Kurofune events made by a local merchant (II)
Author	中井, 信彦(Nakai, Nobuhiko)
Publisher	三田史学会
Publication year	1981
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.51, No.1/2 (1981. 6) ,p.21- 49
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論文
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19810600-0021

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

色川三中の黒船一件記録について(中)

中 井 信 彦

(4)

さきに記した通り、風聞日記『片葉雜記』は、『草の片葉』『来翰集』とともに、色川三中の黒船一件記録三部作の一である。そして、『草の片葉』はかれが入手した文書記録類を集成したものであり、『来翰集』は名のごとく諸方から寄せられた手紙を集めたもので、ともに現在、東京世田谷の静嘉堂文庫に所蔵されている。

『草の片葉』は、既掲した『片葉雜記』のはしがきに

外に草の片葉いふ数十巻に及ぶべき文書類

と書かれているから、相当大部なものになることを予想しつつ編まれたのであったが、現存するものは三十四巻である。これが完本である保証はないが、中途に欠本はない。

三中が黒船関係の文書記録として入手し、『草の片葉』に収録したのはどのようなものであったか。繁雑のきらいをいとわず、その細目を示せば次の通りである。

【草片葉 巻】 この一冊三中の十行野紙、異筆、三中朱校

(1) 異国船之儀御尋ニ付申上り書付 筒井紀伊守

朱注「右以二本校合畢」(三中朱校)

(2) 嘉永二乙酉年五月

伊勢守殿御直書 筒井紀伊守え可相尋趣

色川三中の黒船一件記録について(中)

- (3) 海防守備打払之方ニ御改復之儀御尋ニ付愚存申上レ書付
酉五月 筒井紀伊守
- (4) 嘉永二酉年十二月被仰出レ御書付 大目付え
町方え御達も右同文也

- (5) 阿部伊勢守殿御渡レ御口達之覚 大目付目付宛四通
- (6) 海防掛御目付方伊勢守殿御直ニ進達書
- (7) 部伊勢阿守殿御渡レ御口達之覚
戊五月 (雑説禁止)

【草片葉 貳】 この一冊白半紙、(8)の中途まで三中の自写、以下異筆、三中朱校

- (1) 乙酉壬四月十四日海岸御掛阿部伊勢守様え差出

同 右 壬四月九日

阿部駿河守 上総佐貫 壹万六千石

大久保加賀守

(8) 異国船風説書

- (2) 壬四月十五日御掛伊勢守様え差出

水野惣兵衛 駿州 沼津

(代官・諸大名から幕府へ届出られた注進書)

- (3) 酉壬四月十六日海岸御掛御月番伊勢守様え御登城前ニ出ス

太田摂津守 遠州 掛川

○壬四月廿日江川太郎左衛門 ○壬四月十二日松平下総守 武州忍 十万石 ○同十一日井伊掃部守 ○同十一日松平肥後守 ○同十八日水野惣兵衛 ○十四日江川太郎左衛門 ○同廿三日大久保加賀守 ○廿五日太田摂津守 ○同廿六日水野惣兵衛

- (4) 壬四月八日浦賀近海え渡来之異船

「右四月十四日江戸表方来ル書面之写」

- (5) 嘉永二酉壬四月二日海防御懸り阿部伊勢守様え被差出レ写

南部甲斐守

注進書の写のあとに「暗ケ利亜船浦賀を退帆して又下田之湊に乗入テンマ船をおろし……」に始まる酉壬四月尽雲外農

- (6) 閏四月廿一町御奉行遠山左衛門尉様ニ届出レ書面之写

小網町名主伊十郎

- (7) 嘉永二酉四月九日御用番松平伊賀守様え御留主居之者を以

御届書御差出写

壬四月八日

酒井越前守 房州 勝山 壹万二千石

嘉永二年乙酉五月於新部屋阿部伊勢守殿牧野備前守殿左之面え被仰渡之書付写 三奉行他へ

【草片葉 三】 この一冊白半紙二十九丁、全部同筆

- (1) (朱)「へルリ浦賀ニテ書テ出シタル書」

- (2) (朱)「へルリガ浦賀ニテ書テ再ヒ奉レル書」

亜美理駕大合衆国欽差大臣兼管本国師船天竺中国日本等
海水師提督大臣彼理為申陳事

督彼理為申陳事

癸丑年六月初二日

癸丑年六月初七日

(3) (朱)「ヘルリ持参シテ、浦賀ニテ奉レル話聖東ノコニキシカ書」
「嘉永第六癸丑年七月十一日於温古堂写之」

(4) (朱)「ヘルリ本国ヨリ帶シ来ル添書」

亞美理駕大合衆国大統領姓斐謨名美辣達日本国云々

(5) (朱)「ヘルリガ浦賀ニテ本国ノコキシカ書ヲ奉レルトキ添テ出シタル三次目ノ書敬啓者今送来書一封内許多重大緊要之事云々」

(6) (朱)「漢文書簡之釈」

徴レ(3)と(4)の和訳

(7) (朱)「和蘭文書簡之釈」

北亞墨利加合衆国の伯理璽天徳ミレラルドヒルモ云々

(8) (朱)「添書」

北亞墨利加同衆国の伯理璽天徳ミレラルドヒルモオ一書を日本国帝殿下に呈す云々

(9) (朱)「ヘルリ当時書テ出シタル三通ノ内」
日本国帝に上る書

【草片葉 四】 (1) - (7) 白半紙、異筆 (8) 十行野紙三中自写 (9) 異筆 (10) 三中自写 (11) - (13) 白半紙、異筆若かき

(1) 浦賀奉行々之御届書 丑六月三日 戸田伊豆守

同再届 六月三日 戸田伊豆守

(2) 異国船相見え趣浦賀詰代官々越々ニ付御届書 六月四日

同再届 六月五日

(3) 浦賀御蔵所詰々御用状之写 六月五日

(4) 牧野備前守様御渡申書付之写 兩番頭、御先手百人組頭、御鉄炮方、御船手、寄合肝煎宛

(5) 井伊掃部頭出府達書 六月七日

(6) 市中え申触 六月七日

(7) 浦賀詰御家中々之手紙写 六月十四日 平明波江 秀山慎蔵宛

【草片葉 五】 白半紙、全部同筆

(1) 籌海私議 岩陰迂夫未定稿

「右仙台大概盤溪子所著、盤溪頃国侯ニ徴サルト承ル、此策

徴レテ後ニアルヘシ、同藩入江北海所著策約アリテ未来」
(2) 禦戎策上・下 良斎

色川三中の黒船一件記録について(中)

【草片葉 六】 (1)―(4)白半紙、(3)・(5)三中の筆、(5)十行野紙

(1) 籌海私議

(前冊に収める以外の部を写す)

(2) 火攻知要

文政七年五月東海居士源繩士撰、同丙辰二月遯庵主人清水

正徳序、讃藩寺井肇志修著

(3) 覺書

(異国船年表) ○三中の作か

(4) (朱)「目錄ニ西志記の和解と一本ニアリ」

【草片葉 七】 白半紙、(1)―(6)一筆、(7)―(8)一筆、表紙に「亞墨利加備忘録」とあり

(1) 合原惣藏ヨリ聞書

(2) 飯冢久米三ヨリ聞書 合原ヨリ聞タル処ト符合ノ処ハノゾク

(3) 樋口多三郎ヨリ聞書

(4) 香山栄左エ門ヨリ聞書

(5) 近藤良治ヨリ聞書

【草片葉 八】 (1)―(6)一筆、(7)―(14)一筆、(15)―(23)三中自写

(1) 慧星御届 山路弥左エ門 足立左門 山河金之丞

(2) 同上 渋川助左エ門 渋川繕司

(3) 陰陽頭注進書

(4) 夷類退散祈禱の御教書

(5) 桑名侯上書 七月十三日

(6) (朱)「以下従公儀被仰出事」

四民上納金諭告触 八月廿日

和蘭国王使節呈文之和解

鍵箱之上和解

(5) 書翰外管上書之和解

日本国王帝殿下え和蘭国書翰和解

(三中英朱注)

「右和蘭告密ニ所載上呈書簡和解三通之一也、先年所写ノ告密ニハ此ハ脱シタルヲ今一本ニ依テウツシオクモノ也

嘉永癸丑十月中浣」

(6) 北亞墨利加合衆国伯理璽天徳ミルラルド・ヒルモオレ人名書

ヲ日本国帝殿下ニ呈ス(一八五三年十一月十三日嘉永五年十月二日)

(7) 合衆国伯理璽天徳副翰和解

(8) 合衆国水師提督口上書和解二通

(7) 高嶋四郎大夫御赦免申渡 八月六日

(8) 早半鐘ニ付町触 六月九日

(9) 備前守殿新部屋ニテ御直渡 書簡請取外様浦賀奉行え申渡六月六日

(10) 早鐘ニ付町触 六月九日

(11) 異船退帆触 六月十三日

(12) 自身番廻り夜中木戸切町触 六月十九日

(13) 普勝伊十郎小網町名主御届

(14) 本多越中守九鬼式部少輔等海岸見廻ニ付伊勢守達
福州が琉球国え到来書翰之写 (広西省兵乱ノコト)

(15) 「右は竹中氏^{三注}の伝写 丑九月とあり、此一書内野氏より伝写
之よし長嶋氏之本ヲ以テ写ス、書翰姓名モ無之また和文な
るも如何なる上、訳文なりとしても文躰不相応也、然れと
も其事実ハ悉ク虚にハあらざるへく思ふすしありてここに
写し入、後の校を俟つ」

(16) 小普請組小笠原弥八郎殿支配井上三郎右衛門上書之写丑六月
^{三注}「右自保谷氏伝写畢他日得善本加校正也」

(17) 松下薩摩守側用人奥四郎より長崎会所調役福田猶之助宛アメ
リカ船琉球渡来一件通達 八月九日

(18) 阿部伊勢守殿水戸殿家老え御渡之御書付 八月廿日

(19) 南部騒動之事 嘉永六丑八月廿四日久世大和守殿御勝手え差
出之書付写

【草能片葉 九】 (11) — (14) 佐久間象山の著の抄写カ

(1) 加賀侯上書 八月四日

(2) 越前家上書 朱校

(3) 十月自公儀被仰^{三注}西洋砲術可学之事

(4) 従公儀被仰出愈打払決定之事 十一月朔

(5) 右出府藤石以上之面々へ老中列座伊勢守殿被申渡書翰之写
十一月

(6) 大目付柳生播磨守え牧野備前守申渡諸向へ相達由にて御城
付共へ為心得為見申^{三注}書付之写

色川三中の黒船一件記録について(中)

(20) 大目付篠山摂津守殿より御廻状之写 丑九月廿八日

(海岸通り屋敷有之面々防禦手当申付)

(21) 御勘定奉行河路左衛門尉儒者古賀謹一郎等長崎差遣申付書付
之写 十月八日

(22) 蝦夷地え異国船渡来ニ付松前侯が御届書 九月十七日在所日
付

(23) 世中の辻うら

(24) (朱)「以下若松藩士ノ詩」

和桜溪先醒、洋船入湾海紀事十五首 石沢直

文化甲子馭戎議

(25) 文化甲子馭戎議
^{三注}「以下ハ文化元年曾西^(マ、)ヨリレサノツト使節トシテ来リシ
トキノ」

「文化元甲子ヨリ今茲嘉永六亥丑迄五十年其間
尚防禦ノ策行ナハレズ可慨歎ノアマリコ、ニ附シテ其情実
ヲシラシム」

(7) 亜番台

(8) 松平越前守様御書之写 <sup>尾張御幼主へ御遣之御状
己七月十四日慶永 徳川鍋丸宛</sup>

細川越中守^{三注}の殿時服以下書 弘化三年五月十八日

「右二篇外夷之事ニアツカラスと雖も上書并世上之風聞に
併て其ひととなりをしるへき一端のもの故こゝに収む」

(9) 高山彦九郎招魂墓銘并序 嘉永六年壬正月斎藤謙撰文

(10) 高山仲繩招魂墓銘津藩斎藤先生下総岩井村里正間中与左衛門
禎卿建之

- (11) 《ホンデン・尺度ノ事》
- (12) 要用役人之事
- (13) 砲術家用ゆる等々
- (14) 程罷鉄砲

【草能片葉 拾】 表紙「諸家上書略、不可和十ヶ条」とあり、

- (3)(4) 大久保真菅筆写、(5) 三中自写

- (1) (朱)「諸家上書略」

諸家様上書之大略

水府公海防策下書

- (2) 不可和十ヶ条 海防愚存別紙(水府公)

- (4) 随足建言之内 丑七月

〔奥二〕
「水府公御喪中にて御登城無之何れ大喪御出棺の上海防の議論起り可申水府公登福山侯と異存故其勝敗如何相成可申哉と甚不安心ニ付右之通り建言ス……………」

【草乃可葉 十一】 (5)(6) 三中自写 他ハ他筆三中朱校

- (1) 魯西亞国王書和解(朱校)

- (2) 同右漢文訳 全權使東海水師將軍布恬廷書翰 老中宛

- (3) 魯西亞一件書状(朱校)

長崎奉行手附応接掛り馬場五郎右衛門方聞書

- (4) 魯西亞一件 長崎奉行大沢豊後守家来川村庄吉書状(朱校)

嘉永六丑九月長崎奉行大沢豊後守家来川村庄吉方指越々書

状斎藤善太夫より武川布賢借請たるを同人よりかり請写

(三中朱書)

「按此状所載妖怪之事当時世上最ラ風聞スル処ナリ但シ長崎市中ニテモ如此風説アルコト、ミエタリ其实ハ上ノ馬場

三中朱書
「木挽町采女原住佐久間主理右西洋流学者ニテ大炮鑄立、右於左原所抄出」

- (15) 上執政相公閣下書、文化四年八月幕府小臣平山潜上(朱校)

- (16) 上北闕書(朱校)

嘉永六丑年十一月十六日門人真菅謹写」

- (5) 随宜書簡写 十一月十日

(三中朱書)

「私云水戸大谷川御掘割此節尚又目論見有之那須湊より米穀内海を江戸廻しに相成々積り也大凡五六万両之御普請と云ミ又君公要職に在頗嫌物々由事水藩之士云々事誠ニ天下の一大事最此事ニ極る実如何変遷すへき哉諸家之趣意書上書又書簡等ニ拠て当節之世態をおもふニ薄永をふむとハ誠ニ此事なるへく慨歎ニあまりあり十一月十五日燈下書」

五郎右衛門ヨリ聞書ト云中ニミエタル如ク何カ少シハアル

事トハ見ユレト必不思議ト云ヘキホドノコトニアルマジキ

彼魯西亞ヘノチツナト見物サセ大獣ナトノ出タル話ヲ取交

テ実ニアリシコトノ如ク既ニ所ノモノサルコトヲモ言合ヘ

リシモノト押ハカラル其慥ナルモトノコトヲモ極メスカ、

ル風説ヲハコ、ロアラン人ハカリニモイフヘキモノニアラ

ス」

- (5) 大槻氏上書 嘉永六年癸酉六月八日大槻学謹上

(三中朱書)

「彼ヲシリ是ヲシルヲ軍事ノ要トス大槻氏ノ書彼ヲシルノ

オヲミル未タ是ヲシルノ弁ヲシラス

(6) 松平陸奥守国許難渋ニ付救方手当等取締ノタメ御暇被仰付書

九月廿一日

「如此被仰渡けれども内実ハ南部百姓騒動取鎮之ためと云
ニ廿八日江戸出立ニ成」

【草廼可き葉 十二】

(朱)「三日ヨリ十日ニ至リ黒船事実日並順ニ御一覽被成
ハつまひらかに相分り也」

亜美理駕人渡米実録

【草乃片葉 十三】

(前冊のつゞき、六月十一日から七月一日までの記事を収め
る、巻末にペルリ書簡漢文とその和解を付録)

【草能片葉 十四】 表紙ニ「重復」トアリ

(1) 灰原某ヨリ聞書

(2) 伊井蔦某ヨリ聞書 先聞ト符合ノ処ハノゾク

(3) 井口某ヨリ聞書

【草能片葉 十五】 表紙ニ「嘉永五子年和蘭風説」トアリ

(朱)「嘉永五子年阿蘭陀甲比丹差出ハ書之事」

紅毛かひたん横文字指出ハニ付御内慮奉伺ハ書付 牧志摩

(奥ニ本文ト異筆デ次ノ記事アリ)

賊船数窺虚形勢猶弘安当此漸講武盜前閑絢繩甲冑有質屋購
之無金錢傷心窮々士空待来年春

色川三中の黒船一件記録について(中)

(7) 忠臣倉せりふ見立

(8) 役者見立当世評判記(朱校)

(9) 將軍宣下之事 (朱校)

(10) 水戸結城寅治御咎之事(朱校)

(六月三日付戸田伊豆守御届から七月十一日付戸田伊豆守
家来野口佐右衛門書簡までを収める)

◎十二、十三の二巻は山崎知雄の筆と思われる。用紙は巻
紙、三中がそれを半紙に貼付けて冊子としたもの。

(4) 佐山氏ヨリ聞書

(5) 本藤氏ヨリ聞書

「右五名ヨリ聞ケル所深秘ニ付不免他見」

銭もなく金もなきさのわひすまひいり来る船のやる方も
なし 穆山人

世の中の松のみどりが延過て梅にしよふか竹にしよふか
人はいさ千尋の海のわたしのみ……
三国けん

おまへめのよふてお伊勢さん御加増か御好きてトツピキ
ヒイノヒイ初手は唐交易ててんし天下ハ大さわき丸くお
さまる隠居さん……

お月さま

お伊勢さまいくつ十万石よまた加増はやいなあめりかを
いして御新葬を仕舞ふてたまりへやうな真田にだかしよ
信濃どのとこへた備前の上ですべてころばっかもんと
の頼め

【草廼片葉 十六】 表紙ニ「嘉永六丑年和蘭風説同年七月魯西亜風説」トアリコノ巻、十五巻と同筆

- (1) (朱)「嘉永六丑年阿蘭陀人差上ハ風説書」

別段風説書丑七月西吉、森山、西(慶)、本木、檜林、名村訳 (2) 風説書 七月 志筑竜太、名村定五助、猶林定七郎訳

【草のかきは 十七】 表紙ニ「羽倉氏書翰 魯西亜御返翰防春或問」トアリ

- (1) (朱)「羽倉書翰」

贈川路聖謨 八月十六日 (三中自写) (5) 愚衷 嘉永六年癸丑九月六日 大槻平次

- (2) 防春或問(何某の国防意見) (幼筆、朱校) 勘定奉行川路左衛門尉殿え差出

- (3) 長崎奉行注進書 十月廿三日 (中)「癸丑十月廿日紅毛人へ御注文之事」

- (4) 長崎奉行伊沢美作守某候え贈ハ書留之零紙写 (奥ニ藤田東湖ノ識語アリ、ソノアトニ「冠石云右甲辰者天 長崎詰御普請役ハ到来写 会所調役 年番町年寄宛

【草のかきは 十八】 (1)―(3)十行野紙、幼筆 (7)―(11)三中自写、(12)―(14)幼筆、三中朱校

- (1) (朱)「真田侯上書」 末ニ「右八月廿二日到来」トアリ

嘉永六丑歳六月九日御用番様え御伺書差出ハ写 (6) 薩州侯ハ御届之写 八月十四日 同月十六日三通

- (2) 深川吉永町材木問屋中村屋源八願書 (7) 丑八月蝦夷地魯西亜一件

- (3) 榊原侯献上目録 (8) 水府結城父子御答申渡写

末ニ「右陣中井阪氏より借得テ写嘉永丑年十二月九日夜」

- トアリ (9) 安中侯塙次郎往復状写

- (4) 薩州侯ハ之届内々写 七月九日―同月廿八日五通 (10) 菅長好口上書之覚

- (5) 薩州侯上書 七月廿九日 (11) チヨボクレ武士

- (12) 細川侯御直書写

(13) 水府侯嘉永七正月元日江戸水戸とも一同御達

【草片葉 十九】

(1) 南部一揆蜂起之始末

(2) 榊原侯上書 丑八月

(3) 嘉永七正月十一日注進

(三中朱書)

「按十一日ニ浦賀へ近くみえて入らさりしハ用意アル事なるへし」

(4) 因州注進 四番目 正月十四日午之刻

(5) 正月十五日之注進

(6) 魯西亜船四艘船号長巾船頭名

(7) 寅正月廿七日御船手ヲ御届

桜井藤四郎御預川口海番所詰

(8) 御用番伊勢守様御用番和泉守様へ差出御届

正月廿八日 米倉丹後守家来野崎嘉右衛門

同 右 二月朔日 御七里川嶋泰三郎

(9) 阿部伊勢守殿御渡御書付写 二月八日

(10) 松平伊賀守殿御渡御書付写 二月九日

【草乃加支波 二十】 白半紙、三中自写

(表紙)「異国往来 林氏家蔵」

異国往来 林氏家蔵

(奥書) 右国書往来一卷読耕林先生所輯録也其玄孫亀谷林君為余親騰

写以贈云

安永甲午仲夏十二日兎道沢元愷書

色川三中の黒船一件記録について(中)

(14) 刁正月廿日江戸屋敷中田氏ヨ来ル書簡

(11) 横浜応接閣書写

「右は水戸薬店駿河屋へ十八日夜着直様乞請ひて写申ひ以上

二月廿日夜

(三中朱注)

二月廿一日来着大久保真菅写之所贈」

○異国人絵二枚写添、図中ニ「嘉永七寅年二月十八日門人真

菅模写」トアリ

(12) 戸田伊豆守伊沢美作守届書 松平和泉守宛

(13) 亜墨里加国使節へ申渡シノ書取

(14) 嘉永七寅年二月亜墨利加国王江被下物

(15) 土州漂流民説話

○中浜藤次郎らの漂流談

「嘉永癸丑冬十一月望膳録畢テ書之、常府木之地小沼氏蔵書

右小沼氏ヨ嘉永七寅二月借得テ写」

(16) 高橋相模願書写 嘉永七年二月

嘉永癸丑仲夏十九日於温古堂写馬鏡浦漁夫長好

同甲寅初夏以菅長好伝写本親騰写加一校畢 色河三中

(朱) 数十卷アリト云

「甲寅春初得読外蕃通書或人之蔵本也塙先生閱之日抄一本蔵

之書庫余他日得間対校此書蓋有所得最多也三月廿日鏡浦重書

於温古堂塾

【草乃加支波 廿一】 三中手扱

(表紙)(内題)とも
西洋諸夷略年表

○明応八年—弘化元年の記事を載す

【草乃加支波 廿二】 三中朱校

景山侯献策 天保九年八月朔日齊昭

(奥朱書)

「嘉永甲子四月峯治写之」

【草乃加支波 廿三】

(表紙)
弘化元甲辰之記

- (1) 天保十五年辰六月廿六日長崎表を七月八日到来即日御用番え差出カビタンより申上ハ横文字和解
- (2) 阿蘭陀本国より差越ハ船中主役之者御役所罷出ハ砌途中固之儀ニ付申上書 伊沢美作守
- (3) 三ヶ条願通御許容被成下ハ御礼合炮之儀は御当国御振合遂一承知奉畏ハ儀并玉葉難差出次第申上ハ横文字和解
- (4) 阿蘭陀王方之呈書并献上物本国仕出ニて差越ハニ付在留かひたん申出ハニ付取計方奉伺ハ書付 辰七月 伊沢美作守
- (5) 天保十五年辰五月廿五日碁所井上因碩ハ寺社奉行御月番松平和泉守殿え差出ハ由之上書
- (6) 長崎表一条書留 天保十五年—
天保十五年甲辰六月入津阿蘭陀人ハ差上ハ風説書
- (7) 天保十五年甲辰七月四日松平主殿頭口上書

(8) 御届書

- 七月 四日 松平主殿頭
 - 七月 四日 小笠原佐渡守
 - 七月 十九日 松平主殿頭
 - 七月 三日 大村丹後守
 - 六月 十八日 伊沢美作守
 - 六月 六日 松平美濃守
 - 七月 三日 松平肥前守
- 御役所ハ阿蘭陀カヒタンえ被仰渡
使節之大船
当地風聞書 大坂ハ大槻先生え之書面也
(9) 天保十五年甲辰年七月阿蘭陀本国ヨリ使節渡来通詞ヨリ申出書
加納与右衛門
(三中朱書)
「大坂薬店ヨリ江戸薬店へ廻リハ書面之由大同小異アリ仍

而朱書ヲ加フ」

(10) 天保十五甲辰年九月訳者當中之御呼出誓詞血判之上蘭書翻訳被仰付

(11) 天保十五甲辰年八月十六日松平大隅守殿御届

(12) 天保十四年外五月十七日

【草乃加支波 廿四】

(表紙)
嘉永六亥巳記之中」

(1) 薩摩藩医湯前龍棟ヲ江戸上屋敷詰勤番弟池田安兵衛へ差送ル書写

(2) 長崎詰御普請役ヲ到来写 会所調役・年番町年寄え

(3) 阿蘭陀加比丹存付ハ趣申上ハ横文字和解

(4) 天機十八ヶ条

(5) 内秘書 十月朔日

(6) 加藤様家来武田斐三郎状 正月十日 西岡新左エ門宛

魯西亞船出帆遺し文云々

【草乃可支波 廿五】 全冊三申自写

(表紙)
「癸巳甲寅」

(1) 魯西亞都督奉行職プーチャチン書翰和解

(2) 丑十二月細川家彦有吉頼母同家中え相渡書付

(8) 松平薩摩守殿大船十二艘製造願

(4) アニワ港出張魯西亞勢之首長ヘ^{シヤ}使節より差遣ハ書面和解

丑十二月

(5) 亜墨利加船三年後再渡之節打払触書〔虚〕

色川三中の黒船一件記録について〔中〕

(13) 外十月廿八日於江戸御達

(14) 御直書之写

(15) 弘化三年四月廿七日小山田外記書籍二万卷指上御扶持加増被

申渡

(16) 嘉永二年三月十七日中納言殿家政向ニ付御用番御達

(7) 土佐国万次郎申口一本 (三中朱校)

三中朱書頭標 田畑、亀多、黒坊、大人国、銀錢、アメリカ

金山、沙金、言語不通、金紋笠、畑、金銀大小

(8) 漂客談寄鈔録 (三中朱校)

嘉永五年季秋

三中朱書頭標、金銭十二万枚、不毛、パン、金銭千二百枚、

桜竹无米无、パン、米ハ印度清国南アメリカヨリ云々

升、紅粉白粉、羽ノ紙、銀錢銅錢

(9) 米利幹文字廿六

(6) 或差出状中ニ

(7) 二月廿二日伊勢守殿御宅へ銘々家老呼出御渡書付

細川ら五侯へ大船製造ニ付

(8) 寅二月亜墨利加船中清人筆談 清人羅森号向喬

「嘉永七年甲寅正月中亜美利加人渡来乗組中之清人ト筆

談セシ書、全備ト云ニハ無之由」

(9) 二月廿九日異船中え乗入ハ節場所之図

(10) 異船相見ハ段御届 正月廿四日、正月廿七日

(11) 異人差出ハ書差上ハ段申上ハ書付 林大学頭外五人、正月廿七日

(12) 金沢辺御固之儀ニ付申上ハ書付 林大学頭外五人、正月廿七日

(13) アメリカ御返翰案

「先日御下ケ相成ハ御書取類を始として魯西亜在え之御返翰并当秋長崎奉行方阿蘭陀人え申渡之趣等を見合せ右等之

【草乃加支波 廿六】

(表紙)

「嘉永七甲寅」

(1) 乍恐以書付奉申上ハ 寅二月廿二日 (三中自写)

武州東子安村百姓鎌藤 神奈川代官齋藤嘉兵衛役所宛

(2) 異国人之儀ニ付御伺申上ハ書付 二月 (三中自写、異本校合朱入)

齋藤嘉兵衛

(3) 和泉守殿宛亜美利加船之儀ニ付急速申上ハ書付 (三中自写)

(4) 嘉永七寅年二月十四日光新宮におゐて奇異之事

日光吟味役野沢宮輔 堀美濃守用人宛 (三中自写)

(5) 四月九日牧野備前守殿御渡御書付写

(下田、箱館ニて闕乏品被下)

(6) 嘉永七寅三月茅野福次郎手簡写 (大久保真菅写)

(7) 大槻平二作詩

「右陣中奉行浜野氏より借得て写」

趣意ニ本つきハ取調申ハ」

(14) 亜墨利加御返翰ケ条之内御書加ニも可相成哉之ニケ条案

(15) 横浜村増徳院境内異船中病死者墓所碑ノ図

(朱) 按ニ吾寅二月十二日ハ夷ノ三月六日ト云片ハ彼カ元日ハ丑ノ十二月六日ニテ在シナルベシ此原因誤謬多シト覚ユ其詳ナラサル蛮字ハ原ノママニシタ、メオク」

(16) 水師提督彼理肖像

(欄外朱評)

「一読起二句使人欲裂棄可惡可憎痛罵馬鹿非君子之事……」

狂詩一篇

「右狂詩一篇不知何人作或云林子平亡靈作之或云是塩竈明

神託宣也」

(8) 佐賀侯文并詩

天保辛丑之春崎鎮防衛常額之外撰少壮士若干、屯戍于香焼

島以為永則……

(9) (三中朱書) 「紀元一千八百二十二年鑄行セル地誌ノ中ナル日本バカリヲ

訳セルナリ」地誌抜訳 肥前佐賀池田洞雲訳聞

(朱書) 紀元一千八百二十二年我当文政四年

「嘉永七甲子春於温古堂騰写之」

(欄外ニ三中ノ標記朱書アリ)

(10) 大久保加賀守殿御届書之写 三通

四月七日—十日

- (11) 彼理肖像絵写
- (12) 蒸気機関車絵写
- (13) 同 車輛絵写
- (14) 接見の節応接所詰方絵図写

【草乃片葉 廿七】

- (1) 長州世子修理齊広公与家臣繁沢凶書書
「世子于時二十歳」 (三中朱校)
- (2) 福井侯德行録
- (3) 大黃製法ニ付採葉人夫并銀子拝借願書 (卷三十一—(4)参看)
嘉永七年 大坂天下茶屋津田助三郎、同道修町桃栖橋平
信劬佐久郡小布施村高井三九郎
- (4) 韓賈姜讓漂ニ客於嘆夷ニ而寄ニ其故旧ニ書
- (5) 河原翁書状
三中注「嘉永七甲子」
- (6) 寅五月廿日五島兵部殿御届書
- (7) 羽倉湯九贈某書生
- (8) 六月十九日御用番和泉守様へ差出ハ地震御届写
石川主殿頭、土方備中守
- (9) 景山侯え御老中々差上ハ御意書
「嘉永七年七月四日夕明五日ニは御登城と申来ル故急御登城被遊之処公方様於御座之間御対顔御懇之上ニて御老中々差上之御意書」

- (15) 加賀国ニテ雲中ヨリ降ル異物ノ図 丑十一月十三日
松任町年寄届書ノ写
- (16) 京都失火一件寅四月七日朝五時過飛脚屋十右衛門より届
亡地図かわら版写とも (10と同筆力)

- (10) 但州出石之僧徒上書之写 嘉永六年十一月 寺社奉行宛
(朱書人)
「此九ヶ寺一同相揃僧徒練兵致之由其装ハ武家様の陣羽織を着し檀家ニて禅杖と称し六尺棒ヲ持事有之訳ニて面々六尺棒ヲ相携ハと申事、仙石侯一覽被致ハと申事也」
(九ヶ寺は宗鏡寺、願成寺、正眼寺、慈眼寺、慈等寺、極楽寺、安国寺、藏雲寺)
(奥書) 異国船一条ニ付貴寺始義胆之趣致大慶ハ、派中一同え宜頼入ハ、猶委曲堀昇山え可申達ハ以上、讚岐、宗鏡寺方丈」
(朱書) 「右ハ仙石讚岐守殿御国出石ニ於て僧徒申談之上上書致ハ由其根元ハ仙石侯ニても彼是武備御手当有之慈眼寺伝来致ハ沢庵和尚夢見之鐘とやらんヲ無心致ハ処住僧云是ハ古老相伝之品ニて難献旨及断ハヲ宗鏡寺承り永代之御国恩幸報ハ此時節ニ有之ハ一同申合慈眼寺へ屈服為致右之通上書仕ハ趣承リ及ハ」
- (11) 御軍制改正御用御達書
(天目付)筒井筑前、(町奉行)井戸対馬、(勘定奉行)松平河内守、川路左衛門尉、(御目付)鵜殿民部少輔、一色邦之助、岩瀬修理宛

色川三中の黒船一件記録について(中)

【草乃可伎葉 廿八】 全冊一筆

(表紙)
「松崎氏用人筆記」

日記

「嘉永七丁年正月ヨリ三月マテノ日記、応接ノ様牀荒増如

此、是松崎満太郎君近士某之記処之書也」
(付録添え)

【草能片葉 廿九】

(1) 攘夷私儀 仙台入江済民

(末に斎藤馨、大槻崇、会沢安らの評を付す)

攘夷篇、建兵篇、修艦篇、水闘篇、陸戦篇、戌島篇、築榎篇、七策篇、張勢篇、崇教篇

(5) 津輕藩於水府敵打之事

(三申朱書)
「甲寅八月中旬山崎ヨリ」

(6) 嘉永七寅年蘭船渡来蒸氣船主役より風聞之儀かひたん承り申上ハ横文字和蘭并別段風説書之中抜萃(山崎知雄写)
「以上少々抄録いたし差上申ハ、原本も甚早卒ニ写しハ物ゆゑ誤脱ハありげに被存ハ、全冊にては廿枚程も紙員御座ハ急便之事殊ニいつもなから紛合故誠ニ少々はかり抄出いたし御目ニ懸申ハ

(2) 某書状之内

「寅七月崎陽之唐船蘭船入津之風説ヲロシヤトルコ大合戦最中トルコノ方エフランスイキリス等加勢ノ由、右争乱ニ付当分異船渡来有間敷併勝負之模様ニ寄直様日本エ可参も難計実ニ不穩時節当年中ニは右合戦片付申間敷ニ御座ハ

阿蘭人エ御注文被仰付ハ大軍船并蒸氣船云々

阿蘭陀国ヨリアメリカヲロシヤ御返答如何相成ハ哉云々」

(三申朱)「木原君より転写之内 寅七月」

(3) 条約(漢文) 嘉永七年三月三日
一八五四年三月三十一日

(4) 箱館風聞書状写

甲寅五月九日 夢熊楼主人

【草能可支波 三十】

(表紙)
「千代田問答」

千代田問答

(9) 阿部伊勢守殿直ニ御家中へ御示書之写

(7) 嘉永七寅年三月三日於横浜応接約定書

(8) 嘉永七丁年五月廿二日於下田約定

(同筆)

○外記日記も第三冊を一冊差上申ハ一二を除き第三も如何ニハへとも一二ハ自点例も未定第三頃より点例もやゝ定リハ様ニ御座ハニ付中半の所を一冊差上申ハ」

【草乃可支波 三十一】

(1) 公儀御達之写

(六月二十九日宗対馬守え鞍燈被下より七月大船製造ニ付

テハ惣船印白地日の丸幟相用の様まで)

(2) 嘉永七寅年九月ロシア船天保山沖乗入之趣大坂邸より土浦へ遣ス書目の内

(三中の朱書人多くあり)

(3) 長崎台場図写(二枚)

(4) 大黃調製相成先書御尋問之返事并輸葉之談(卷二十七ノ(3)参看)

甲寅霜月十八日 日長英連 三中宛

【草乃可幾波 三十二】

(表紙)「十一月地震」

(1) 東海道大地震飛脚屋報知

(2) 江戸出火飛脚屋報知

(3) 東海道寅十一月四日朝地震(江戸邸よりの報知カ)(三中自写)

(4) 嘉永七年甲寅十一月七日朝飛脚屋より届書之写(三中自写)

四日市、大坂よりの報知抄録

中途ニ「右十一月十六日夜安藤氏より相廻る」トアリ

(5) 伊豆下田大地震津浪大変之事 (")

「右は村垣与三郎様十日ニ御帰府有之ニ付村垣様御物

語之趣」

(6) 地震風聞之次第区々ニて取留ハ義無之ハへ共旅人等之噂申進

(三中自写)

(7) 和泉屋甚兵衛御役所へ報せ状写 十一月七日 (")

(8) 諸侯御届写 (")

大久保加賀守 太田撰津守 青山下野守 西尾隠岐守

黒田信濃守 松平能登守 榊原越中守 水野出羽守

(9) 撰津大地震ノ図かわら版ノ写

(文字ノ部分ノミヲ写ス)

(10) 廿八日近江屋小兵衛殿より申来留(長崎も大津浪云々)

金重ヨリ申来留 十八日出(被害地名列記)

(11) 嘉永七在歳甲寅十一月四日又五日大坂地震事(書状)

霜月十五日 日長英連 色川三中宛

【草乃可幾波 三十三】 この一冊三中自写

(表紙)「十一月地震」

(1) 松平丹後守殿御家中より江戸藩へ遣す小嶋地震之書状

(2) 十一月十二日松平讃岐守殿御領分地震御届

色川三中の黒船一件記録について(中)

(4) 諸方書状拔書

学問所在之或藩士書簡 平田先生 同上菅氏へ来る 黒川

(3) 京都其外諸向警衛被仰付書 嘉永七寅ノ年十一月十八日

- ぬし 橋元輔冬照ぬし 山崎知雄ぬし 桑名ひしや 山城 (5) 某十二月六日状(魯西垂船戸田浦覆没)
- や 黒川再度 甲州商某ヨリ江戸日本バシへ来ル状 大坂 (6) 紀州御七里池田磐三郎沼津宿より注進書 十二月三日
- 小嶋屋認書状 (7) 地震ほうくゆり状之事(献文)

【草乃加伎波 三十四】

海外漂流年代記 前編

(嘉永七年弥生序)

(5)

『草の片葉』に収録されている文献は、そのすべてが黒船の渡来に直接関連するものとは限らない。卷二十に林読耕齋の『異国往来』があるし、卷三十二・三十三は嘉永七年十一月の東海大地震に関する情報集である。しかし、それらを含めているところに、同時代記録としてこの編書に対する三中の意図を汲みとることもできるであろう。

虚実を合わせて、黒船に関する情報が数多く転写され流布したとはいえ、土浦の一商人にすぎない三中が、右に列示しただけの質量の記録を蒐集し得ていたことは、やはり注目に価いと思われる。

『草の片葉』三十四巻を通覧すると、筆跡からみて三種類に分けられる。その一は三中の自筆分であり、その二は単一の、比較的幼筆で書写されたものへ三中が朱校を加えた分、そしてその三はそれぞれに筆が異なる分である。そして、これらの区別は、記録の蒐集されていった経過にもとづくものと認められる。即ち、一と二は、第三者から借りた書類を、三中自身および身近かにいた年若い人(恐らく塾生)が書写した場合であり、三は第三者から写を貰った場合であるともみて間違いない。

つまり、約二六〇点にのぼる関係文書の蒐集は、貸与して写させるか、写して与えるかの方法で、三中にそれらを提供した人々の協力によって行われたのである。ではそれら協力者はどのような人々であったのか。この疑問に全面的に答え

ることにはできないが、上掲の細目中に抄出しておいた原本の書込みと、『片葉雑記』『来翰集』を見合わせることによって、若干の事例を知ることができる。

まず挙げられるグループは、『片葉雑記』に来話者として登場していた、土浦および周辺の友人たちである。例えば『雑記』で最も頻繁に三中のもとを訪れて情報を語り伝えた藩士木原行蔵からの提供があったことは、卷二十九②に「木原君より転写之内 寅七月」との三中の朱書があること、また『来翰集十六』に

拝読、返啓書落掌、所約の応接掛聞書入御覧候、草略頓首

十八日

木原

色川様

なる行蔵の書状があることなどから分る。この手紙は嘉永六年十一月のもので、提供された「応接掛聞書」は、恐らく『草の片葉』卷七か卷十四かのいずれかであろう。

同様に、卷八―15「福州より琉球国へ到来書翰之写」には「長嶋氏之本ヲ以テ写ス」との三中の注書があって長嶋尉信の提供分であることが知れるし、卷一九―15「土州漂民談話」は「右小沼氏より嘉永七寅二月借得テ写」の三中注が府中（石岡）の医師小沼貞斎から借りて写したものであることを示している。

また門人の大久保七郎兵衛（真菅、菅谷村名主隠居）が水戸滞在中に筆写して提供したことが明らかな分として卷拾―3「水府侯不可和十ヶ条」、同―4「随足建言之内」、卷一九―11「横浜応接聞書写」、卷二六―6「茅野福次郎手簡写」などがある。

これらの事例から、三中の情報蒐集にかねて協力していた友人・門人たちが、耳にしたところを語り伝えるのと並行して、書類の提供にもつとめたことが知れ、『草の片葉』の一部はそうにして蒐められたことが明らかである。しかしながら、土浦藩庁での下級藩士である友人の書写や府中の医師、名主隠居などを通して入手しうる範囲はおのづから限ら

れている。あれだけの書類を蒐めるには別のルートがあった筈である。

三中が関係書類の蒐集に協力を依頼したことを語る資料が『来翰集』の中に見出される。その一は、嘉永六年七月十日付の山崎知雄の書状の一節である（『来翰集一六』）。

当六月異国船渡来、さてく騒がしき事にて、誠に諸道の妨に相成り、一大患のことに御座候。右一条、筆記もこれあり候はゞ御目に懸け候やう仰越され候へども、さのみ慥なる面白きものもいまだ写し申さず候。浦賀奉行より六月三日兩度の御届書、并に川越侯より御届、其外諸向へ御達書、所々御固メ次第書、少々写し候へどもあまり珍しからざる書にて、是等の書は最早や定て御写し成され候御事と存候。且は余程の長文にも御座候間、早速にも写しかね差上申候。此節彼国より持参候書翰翻訳和解、両林家并筒井君等にて清書に相なり、大小名諸家へ配達に相成、諸家の意見を御聞き成され候よしに御座候。右の書近々の内手に入候はゞ写し取、内々御廻し可申、去りながら是は紙員廿五六丁も有之由に承り申候。其外少々手元の筆記も別段写し差上げ候も手軽くも無之候間、其節は手元の原書のまゝ差上げ可申、しかしながら中には埒もなき事ども書しるし御座候

明らかに、三中からの文書記録の蒐集・提供依頼に対する返事である。知雄は、筆写の労が煩わしいながらも、協力を惜しまないことを報じている。

また、『来翰集』にこの知雄書状につづけて収められている七月八日付の黒川春村の書状には、次のような一節がある。黒船一条は此程少々伝説など筆記いたし置候へども、先便も申し候通り、遠路書立て御目に懸け候こと何分恐多き事にて、その儀能はず候。但し其大概は、五十間許の大船式艘、廿六七間の蒸気船式艘、人数都て二千入程と申事、去月八日浦賀久里浜に卅間に廿間の仮屋出来、奉行兩人立合、大将分上陸いたし、書翰御請取、御返書は来夏長崎表にて御渡しに相成るべき由、則十二日出帆に相成候。右異船の儀は、共和政治洲話聖東と申立て候へども、実は其属国カリホルニヤの軍艦にて、此度の使節一条成就の上は上国に取立つべき契約にて参り候など相聞候。且又上様御大切

一条は多分当月廿日御発しと申す事に候。去る三日より水府老君隔日に登城に相定り候。幾日の事か知れず候へども、此程かの蒸気船壱艘薩州沖にて車より火いで焼失、乗合の異人はバッテリー伝馬船に薩州へ走り込候など風聞有之候

黒川春村は三中の依頼に対して「遠路書立て御目に懸け候こと何分恐多き事にて、その儀能はず候」と断っているのである。そのように文書記録の提供を断りながらも、「但し其大概は」と続けて伝聞の梗概を報じているのも見逃せない。因みに、文中に「先便も申し候通り」と、提供の断りはすでに前便に述べたといっている。「来翰集」でみる限り、その前便は六月晦日付のものを指すと思われるが、この手紙には次のように書かれている。

扱当月上旬は、近年粗伝聞の事とは乍申、意外の物窓にて御地辺迄も何角御混雑御心配有之候由、扱々心痛の次第に奉存候。猶当地も今以実説不分明、此末いか成行の事やらむとさらに安心難仕候。あら／＼承り候処、此度の異船はアメリカ合衆国のうち話聖東ワシントンとやら開国の王名を国号としたりとかや、大船式艘蒸気船式艘去る二日未刻に浦賀湊迄乗入候由、即日御届書に見請申候。異人申候には此迄と違ひ警固船など差出候はゞ異変をも発し可申抔断り候に付、番船御固めも無之由申候。幾日にや同所に仮屋をしつらひ異人ども上陸にて、御奉行井戸氏と云々応対いたされ候よし、何事を願ひ候や種々区々に申候間、他日実正を聞て可申候。船数人数なども多少粉々として申がたし。十二日出帆いたし候へども尚しばらく沖合にかゝりをり候風聞も有之候。其余諸説有之候へども何分虚実分明しがたく候間不申候

ここには「恐多き事」云々に該当する断りの文言はみえない。しかし文面からみて、三中の依頼に対する返事であることは確かであり、諾否を答えずに伝聞のあらましを述べるにとどめているから、言外に書類の提供を断った積りであったともうけとれる。

既述の通り、三中が異国船一条について別記『片葉雑記』を作成することを思い立ったのは、かれが渡来のことを知っ

た三日後の嘉永六年六月十日のことであった。いまここに引用した山崎知雄の七月十日付書状、黒川春村の六月晦日付・七月八日付書状は、別記起稿等いくばくもないころ、三中が関係文書の蒐集を思い立ち、その提供方を江戸の二人の学友に依頼したことを示しているのである。

山崎知雄と黒川春村は、ともに著名な考証派の江戸の和学者であって、三中がかねてから古典や古文書の蒐集・研究について深い交りを重ねてきた人々であった。三中は商用で江戸に出るたびに二人を訪れており、三中の埴忠宝・村尾元融・内藤広前・佐藤方定らとの交流はみな二人の仲介によるものであったし、三中の蒐集事業も二人の協力に負うところが多かった。とくに埴忠宝の手許にあった中山信名の『新編常陸国誌』の未完成遺稿を含む旧蔵書を一括して、忠宝の続群書類従出版費への助成金と引かえに、三中が引取ったのも二人の仲介によるものであった。⁽²⁾

三中の知雄・春村に対する黒船関係文書の蒐集提供依頼は、こうした積年の文献学上の交流によってつちかわれた個人的な交友関係を前提として行なわれたものだったのである。これに対して、知雄が筆写の労をいといつも協力を約し、春村が取締にふれることを恐れて風聞を手紙で伝えることに制限したことは、右にみた通りである。

約束に従って山崎知雄が提供したことの確かなものが『草の片葉』巻十二・十三の両巻をなす「亜美現駕渡来実録」である。これは六月三日付の戸田伊豆守御届書に始まり七月一日まで約一か月間の関係文書を集録し、巻末に国書の翻訳（漢文と和文）を付載した、嘉永六年度の黒船渡来に関する基本史料の集成である。巻紙に書かれたものを、三中が半紙に帖って冊子に仕立てているが、長大な全文が知雄の胆念な筆致で写されている。そして本文の初めに

三日より十日に至り黒船事実、日並順に御一覽被成候へばつまびらかに相分り候

と朱で書加えられている。これが恐らく、さきに引用した書状で「余程の長文にも御座候間、早速にも写しかね云々」と述べたものに相当するのであろう。たしかに、これだけの分量を筆写して贈るのは、容易の煩勞ではない。

『草の片葉』巻八の初めに、天文方の「慧星御届」「陰陽師注進書」にはじまり、七月十三日付「桑名侯上書」、八月二

十日付「四民上納金諭告触」にいたる同筆の六点が収められている。この分については入手経路についての注記・書入れがないが、筆跡は三中の実弟金二郎（美年）のものである。そして、これに照応すると思われる記事が『片葉雜記』の嘉永六年十月十八日の条に

夜に入雨、金二郎方より江戸にて写したる松平越中守殿上書持参なり

と見え、さらに『来翰集』十七帖の同年十月十一日付山崎知雄書状に

異国船一条の儀、扱々申ても無益の事ながら誠に心頭にかかり、万事の妨に相成り困り入り申候。当地の状態、此節の風評、賢弟ご逗留中あらまし御見聞成され候次第、能々御聞取り下さるべく候。少々手前方へ写し置き候書類お目かけ御写し成され候間、御一覽下さるべく候

と見える。これらを見合せると、商用で出府した弟金二郎が知雄のもとを訪れて、かねて知雄が集めておいた関係文書を写しとって帰り、兄三中に届けたものであったことが知られる。そして、『片葉雜記』での風聞蒐集について、金二郎ら家族や雇人が三中の意をうけて協力したと同様の経過が、『草の片葉』の蒐録についても行われていたことをあわせ知ることが出来る。

このほか山崎知雄の提供が明らかなものに、卷二九のうちの「嘉永七寅年蘭船渡来蒸気船主役より風聞之儀かびたん承り申上候横文字和解并別段風説書之中抜萃」と表記された、和蘭商館長の通報と風説書の抜書がある。これには表端書に「甲寅八月中旬山崎ヨリ」という三中の朱書があるので、嘉永七年八月知雄から送られたものであることが証されるが、抜書の末には知雄の次のような奥書が書加えられている。

以上少々抄録いたし差上申候。原本も甚早卒に写し候物ゆる誤脱はありげに被存候。全冊にては廿枚程も紙員御座候急便の事殊にいつもながら紛中故、誠に少々ばかり抄出いたし御目に懸申候

○外記日記も第三冊を一冊差上申候。一二を除き第三も如何に候へども、一二は自点例も未定、第三頃より点例もやゝ

定り候様に御座候に付、中半の所を一冊差上申候

山崎知雄は岸本由豆流門下、続群書類従の編纂校訂にも加わった古典学者であった。この抜書を三中に送るにあたって、原本が粗写本であって誤脱のあるを保しがたいと断っているのは、いかにも文献学者らしい注記であるが、それは決して知雄の一方的な配意だったのではない。既述の通り、『草の片葉』には塾生に書写させた分が少くないが、それらには必ず三中自身の朱が入っており、三中が原本と校合していたことを示しているし、また同じ文書を重複して入手したときは、必ず校合して「異本何々」と朱筆で校訂することを常としていた。

なお、右に引用した知雄の後注のうち「○外記日記云々」は、これだけでは文意を得がたいが、この抜書とともに送られた八月十二日付の書状（『書翰集』一二帖）に次の一節がみえる。

然は先便に外記日記残り分式冊差上、其節は無理なる儀相願候所、早速御許容被下大慶奉存候。右に付点例と御見合せに前卷差上候様被仰越、則差上候。誠に杜撰千万、誤謬だらけの事に御座候。又紛しきは闕如すの心得に筆を下し不申、其儘にいたし置候所も多く御座候。必いつを期といそぎ候事にては無御座候間、御心永に御閑暇に相願候事に御座候。諸君の御助成にて全部成功に及候は、頗珍書とも相成可申と楽罷在候。尤卷尾に句読の諸君御姓名御識被下候様相願候心得に御座候。猶此儀も外々の書例等も相定り候は、後便に可申上候

これよりさき三中は知雄から外記日記（中原師栄）を借りて写本を作っていたのであるが、かねてその校訂加点にかかっていた知雄は、写本の作成を機会に、その作業を三中に依頼したのである。三中は社中とともにその仕事を進めることを約したので、知雄は校訂の方式を示すために手稿本の第三冊目を送り、閑暇の折に作業を進めてくれるように依頼した。知雄は三中社中との協同作業に大きな期待を寄せるとともに、「句読の諸君御姓名」を明記することによってその功を共に分ち合おうといっているのである。

江戸と土浦との間でこのような共同研究が行なわれていたこと自体、きわめて興味ある事実であるが、ここでは特に三

中の在り様に注目したい。黒船の渡来を迎えて夷敵の打払いを祈念しつつ、前稿にみた通り、天下一変の世直りの予測をもって事態の推移を見つめ、広く情報を蒐めていたのである。知雄に対する依頼もその一環に他ならなかった。そのように、切迫をつげつつある社会状況への熱い眼差しと並行して、三中は古典の写本作成やその校訂という緻密で基礎的な学問に打込んでもいたのである。そして、そういう三中をよく知った上での知雄の黒船史料提供であり、春村の風聞通報であったのである。

さて、三中からの依頼に応じて関係文書を写しとって提供した知雄は、どこからそれらを入手したのであるか。知雄自身はそれについて全く触れていないので、確かには知りえないが、出所の多くが番町の温古堂^{II}和学講談所であったかと推測される節がある。

『草の片葉』巻三は、三次にわたってペリーが提出した国書と書翰の和訳九点を収めているが、全冊が同筆である。そしてその中の大統領国書の奥に

嘉永第六癸丑年七月十一日於温古堂写之

との注が書込まれている。この巻三と同筆なのが巻二十の「異国往来」（林読耕斎編）であって、これには

嘉永癸丑仲夏十九日於温古堂写 馬鏡浦漁夫長好

同甲寅初夏以菅長好伝写本親騰^{てん}写加一校畢 色河三中

の奥書がある。馬鏡浦漁夫長好とは、前稿に記した伊豫大三嶋神社の神官、菅原右京介長好に他ならない。長好はこの年（嘉永六年）二月三日に温古堂主塙忠室の紹介状を持って三中の許を訪れてきたのであるが、三中の『来翰集』一五にはその忠室の伝書につづけて、二月朔日付の黒川春村の書状があつて、そこにも

此度番町塾生衆筑波辺遊曆に付、貴家をも御尋問可仕候間、宜相願候様同家主人よりも宜敷相願候由に候。今日番町会日席上より略書呈上の儀故、先日御返事の申残しも可有之、書余後音可申述候

と書かれている。たまたま温古堂の定例会日で来合わせていた春村が、堂主忠宝から頼まれて三中に宛てた長好の紹介状を書いたのである。

三中の日記や三中宛来翰集によると、長好は三中の伝書をもらって水戸に行き、一旦土浦に戻った上、再び三中の伝書を持って潮来・香取に遊び、四月十三日に土浦を出て江戸へ帰っている。そして七月二五日に、また江戸から三中の許に來ている。従って、長好は四月中旬から七月二十日過ぎまで、黒船来航の六月の前後を温古堂に在塾していたわけで、『異国往來』を五月十九日、米大統領国書を七月十一日に、それぞれ温古堂で書写したのはまさしくその間のことである。

なお、外に静嘉堂文庫の色川旧藏書中にケンペル『鎖国論』の三中自筆写本があって、その奥書に

嘉永六癸丑年八月上流以菅原長好所藏本書写畢 色河三中

とある。恐らくこれも長好が温古堂で写してきたものを三中が自ら写しとったのであろう。

このほかに『草の片葉』巻二六に肥前の池田洞雲が訳出した「地誌抄訳」が収められていて、これには

嘉永七甲子春於温古堂謄写之

との朱書があり、これも長好の筆跡である。長好は、前稿に記した通り、三中の命で嘉永七年一月にペリー再船後の状況視察のため土浦から江戸へ出ている。そして二月一四日付の書状に「私無事消光、埜に滞留仕り申候」と三中に申送っているから、池田洞庵の抄訳は明らかにこの滞在中に写して、三中の許に持ち帰ったのである。

このように、三中の意をうけて情報の蒐集にとめた菅原長好は、塾生として留学中の温古堂で関係書類を写しとり、それらを三中に提供していたのである。温古堂は幕府直轄の史料編纂所である和学講談所として林大学頭の支配をうけていた。そして、林大学頭が外交掛を勤めていたばかりでなく、埜忠宝は前田夏陰⁽³⁾とともに、嘉永五年春に將軍に目見えして以来、国学者として外交上の故事について幕府の諮問にあづかる立場にあった。したがって、忠宝の主宰する温古堂に最新の異国関係文書が蒐っていた可能性はきわめて濃い。塾生の長好にしてそれらを披見し書写する機会をもっていたほ

どであるから、温古堂の同人ともいふべき山崎知雄や黒川春村は一層便宜の多い位置にいたと推測されるのである。

さきに引用した嘉永六年七月十日付の、知雄が三中の依頼に答えた返書の中に

番町にても戎船一条にて万事さしつかへ甚困り被居候

と書いているのは、彼れの入手経路を示唆したものと解される。

(6)

『草の片葉』所収の書類の入手法については、なお検証すべき点が多く残っているが、三中のもとに蒐められた関係文書が、そこから周辺の人に渡っていたことに注目したい。

例えば、情報提供者のひとりであった府中(石岡)の医師小沼貞斎の嘉永六年一月二一日の手紙がある(『書翰集』一七)

追日寒冷ニ罷成候処、先以御賢勝ニ可被遊候由奉嘉候。陳は此度御内様小井戸へ御出ニ付、往復とも御立寄ニ相成、御病状も得と診察仕候て、前方の中□□大黃制ニ御座候得とも、かよふ沈固に致し候症には大黃□に附子少々壹分位ツ、加へ候得は穩に参り申候。少々にも酒は御禁し被成候方宜奉存候。二十帖調進仕候。御服後御容子御伺可申上候。先日はアメリカ一条御集の書類二卷御貸し被下難有奉存候。是にて委曲相分り申候事に御座候。為写置申度候間、今少々御かし置被下度、勿論容易に他見は不致候間、御安心可被下候。將近頃江戸より申参候もの御座候。定て御覽被遊候事には可有御座候得共、一本白はた一条の事は実説ニ可有御座候哉承度候。実事に候得は大変の事、不届とも何とも可申よふ無之事に候。御申渡の中、御聞届ケの有無は不申聞と申事は如何の合に可有御座候事に哉分り兼申候。先は右申上度、御立かけ勿々如斯ニ御座候 不一

霜月廿一日

色川三中の黒船一件記録について(中)

文中に病気がちであった三中の妻竹子が新治郡小井戸村（現石岡市小井戸）の実家江橋家への往復の途すがら診察をうけ投薬して貰ったことがみえるから、小沼貞斎は色川家にとってかゝりつけの医者であったことが知れるが、後半では情報の提供者が同時に受領者でもあった関係が端適に示されている。「アメリカ一条御集の書類」が『草の片葉』であることは疑いがない。「安易に他見は不致」と断りながら、貞斎はこれを書写したのである。

その後の経緯と貞斎の反応を示す二通の書状を、次に引用しよう。

尚々御内君様并皆様へ宜願上候

笠間御使へ御書翰并片葉集九・十二巻と過日上ケ候書類御返却、一同慥に落掌毎度難有奉存候。御内君様其後差ては御変り被遊候儀も無御座旨、只々腰の具合不宜旨御使の口上に令承知仕候。先前方調進仕候御服後亦候御容子御伺可申上候。片葉集前借の七・八の巻、明日は写し終に相成候得とも、統合旁明日御返上に間に合兼申候。一兩日遅引恐入候。此巻にて浦賀より段々琉球の始末、五十年前迄の招さしの事も巨細に相分り、皇国の大事遂一覽候事、尊君の御陰と難有万々拝謝候。猶又後の書類御貸被下、別段被仰付候十之巻の水公の存意、一寸一覽、感服仕書翰にて驚き入候。九之巻、彼是熟覽仕候は、得と世態相分り可申候得とも、安心には不相成候事と略被存候。如来示、十之巻は実々祕中の祕物、他見は決して不相成候事と慎み候間、此儀は御安心可被下候。兩三日中写し、慥かなる使に差上申候間、少々の間御貸し置被下度願上候。扱兼て難症とは存候得とも、人参庶茸湯にて一旦は発起の勢へも出申候よふにも存候得とも、元陽衰弱の上、姑息の愛にて良薬をおこたり候ゆへ、亦々内陷の気ざしと相見え、手をつかねたをるゝを見候よふの事に成行可申も計り難く、心外千万の事に御座候。労症の床につき候よふに相成候ては、扁鵲仲景とてもいかんともすへきよふは有之間敷奉存候。是より只々良医の策欣望致し候事、如何間に合可申候哉。先は右申上度、今日は殿出、夜に入帰宅、彼是混雜、悪筆御察見希候 頓首再拝

三 中 様

寒冷とは乍申余程嚴敷相成候。如何御凌被遊候哉、御内君様御儀其後如何御出被遊哉御容子御伺申上。過日は亦々祕物二、九・十之卷為御見せ被下万々難有奉存候。前借分七・八長々留置恐入候。今日書生真鍋迄用向にて罷越候間、七・八・十之卷御返致置申上候。御落掌可被下候。九之卷は今少々御借置申上度願上候。扱十卷之祕物略一覽仕候。実に困入候事に成行可申事に候。諸先生の按一覽仕に良方法不少候得とも、いかにも病家暗昧、利非不明故と被存候。此度は大病大毒にいたり、補温兼施し候も失策、温補和融にて治し可申哉、実に桑公・水公按の如く死生天に任せ、ひたすら攻撃毒を去候外、本復の期は有之間敷哉と被存候。邪毒陰位に陥り候は、漸々□疲延絶様に可及哉とたんそく余り有候事に御座候。亦々能事も御座候は、為御聞被下度、九之卷拝見儀亦後卷御願申上度候。先は右申上度早々如斯に御座候。恐々謹言

十二月五日

小 沼 貞 齋

色川三中様、玉几下

小沼貞齋は二巻づゝ順次に『草の片葉』を借覧、書写をつゞけていたことがわかる。そして「巨細に相分り、皇国の大事一覽を遂げ候こと尊君の御陰」と感謝しつつ、危機感を深め、事態を病氣になぞらえて、温補よりも攻撃の治療法が必要であろうといひながら、「姑息の愛にて良薬をおこたり」きたった積年「衰弱」の病身がよくそれに堪えうるか否かを疑っているのである。

風聞についても、文書についても、三中の情報蒐集は、すでにみてきた通り、家族・使用人と年来親交のある信頼できる少数の友人・門人にルートを限って、慎重に進められたのである。のちに述べるように、それは事態の真相を世上にか

くそうとする幕府の態度に対する三中の反発から行なわれたものであって、黒川春村の手紙に「恐多き事にてその儀能はず」とある通り、市民としては、⁵かるべき行為であった。そのことを意識しつつ進められた三中の情報蒐集であったが、そのようにして蒐められた情報が、「秘物」として友人の供覧に付され、転写されてもいったのである。事実をあげて記すことはできないが、いまの例でいえば、転写した小沼貞斎もまた「秘物」としてそれを信頼する友人に見せたであろうし、転写を許した⁽⁵⁾でもあろう。

情報はいったん三中のもとに集められ、そこからまた地方知識人である情報提供者たちに送られていたのである。明らかにそこには情報のネットワークが形成されていたといつてよい。それが、階層上、そして地域的にどのようなものであったのか。それが年来の交友関係にもとづくものであったというとき、その関係とは、三中とその同志たちのどのような日常生活活動と意識の所産であったのか。問題の焦点は、その辺りに求められると思われる。

(未完)

注

(1) 山崎知雄・黒川春村の略伝はともに清宮秀堅『古学小伝』にある。秀堅と知雄・春村との交友は三中の仲介によるものであった。

(2) 中山信名旧蔵書を三中が引取った経緯については石井英雄「色川三中日記について」(『ぐんしよ』一卷三号、昭和三十七年三月)に詳しい。

(2) 塙忠宝が文久三年に尊攘激派の手で刺殺されたのは、開国政策に加担したとみられたからである。

(4) 小沼貞斎の書状に照応する記事が『片葉雜記三』にみえる(十二月五日条)。

今夜府中小沼氏より片葉十の巻持参也。弟子一泊して翌朝

に至、十一の巻又遣す。

(5) 例えば『片葉雜記二』、嘉永六年十一月十二日条に次のような記事がみえる。

八ツ時木原君来語言、曠昔御城御番にて出席の節、或人公儀の達し面とて被為見たるをみるに、御老中阿部伊勢守殿より大目附へ被仰出たる事に、亜墨利加のことは暫國中一決無之に付、決し候迄と申述候体の書物と云々。写し取度も思へとも、処柄故そのまゝにいたし来るの処、夜中其事を考へ扱々残念存候て寝られず、もし疑書なるかはしらす、何卒(虫食)致し度、乍去疑書には有之間敷、歎息今日も気分不宜とて被話し事有、実ならば一大事、何事か是にしかんや(中略)

前条水戸石河君より公儀達し免三通写し来る。書状とも。公辺議御決し大慶此事の由申来る。仍之木原物語は似て非なる作ものゝよし。仍之明朝木原君へ右書付見せに遣候様に存し、うつさせ候

この場合では、水戸藩士で若い学友の石河幹文から送ってきた老中達書の写本を、土浦藩士で親友の木原行蔵にみせるために三中のもとで複本がつくられているのである。